

すわみつえ通信

No.102 2019年12月9日(月)

日本共産党鴻巣市会議員

諏訪 三津枝



連絡先 鴻巣市赤見台3-2-7
TEL: 596-9440 FAX: 507-4151
携帯: 080-5039-2785
E-mail: mi-suwa@ezweb.ne.jp
mitsue-suwa@jcom.zaq.ne.jp

WEBで

すわみつえ



ホームページで、すわみつえの政策とお約束をご紹介します。

福祉・教育最優先の街づくり 市民の声を生かし いのちとくらしを守る市政に



NPO法人レスパイトゆう
(鴻巣市鎌塚3丁目)

旧吹上町に寄贈された土地・家屋を寄贈者の意向(福祉事業)に使ってほしい)に沿つて、2001年より障がい福祉サービス提供のため、NPO法人レスパイトゆう(鎌塚3丁目)と賃借契約にあつた市の財産を同法人に272万1227円で譲渡する議案です。売却の理由は2016年の公共施設管理計画で築46年で老朽化が激しく「用途廃止」となったためです。評価額から解体処分費相当額を減額することや福祉事業の継続が審査の対象となりました。同法人が今後も福祉事業を行つていいことや転売の禁止が約束されていることを確認し賛成しました。

旧吹上町に寄贈された土地・家屋を寄贈者の意向(福祉事業)に使ってほしい)に沿つて、2001年より障がい福祉サービス提供のため、NPO法人レスパイトゆう(鎌塚3丁目)と賃借契約にあつた市の財産を同法人に272万1227円で譲渡する議案です。売却の理由は2016年の公共施設管理計画で築46年で老朽化が激しく「用途廃止」となったためです。評価額から解体処分費相当額を減額することや福祉事業の継続が審査の対象となりました。同法人が今後も福祉事業を行つていいことや転売の禁止が約束されていることを確認し賛成しました。

①財産の減額譲渡議案に賛成

12月定例会で文教福祉常任委員会に付託された議案6件を12月5日(木)に審査致しましたので、報告致します。

放課後児童クラブを指定管理にする議案などを審査

文教福祉常任委員会報告

②放課後児童クラブ8施設を指定管理にする議案に反対



民間の保育の専門性やノウハウを活用するというのが理由です。市内の放課後児童クラブ2施設のみを直営で運営する以外に全てを民間での運営とするもので、同施設の41名の支援員が退職することになります。

2020年度より会計年度職員の制度が始まると、賃金面で現在の非正規雇用より待遇が改善されるはずであるにも関わらず、突然の解雇など許されることではありません。

新たに指定管理を請け負う事業者と雇用の約束がされ、今までじおり子どもたちの保育ができるといわれることであります。

④一般会計補正予算に反対

個人番号法が2019年5月31日に改定され、母子保健法に個人番号利用が追加されることによる条例改定です。4ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児健診の内容が市町村間で情報連携できるようになります。個人情報などの漏えいにつながる危険を指摘し、反対しました。

③マイナンバー利用拡大に反対

指定管理の対象となった8施設

鴻巣・南放課後児童クラブを「NPO法人子ども支援木一ム」へ、赤見台第一・赤見台第二・箕田・あたご・笠原・常光放課後児童クラブを「NPO法人三楽」へ。

すわみつえ 一般質問

12月16日(月)
9時から

傍聴に是非、足をお運びください

毎週朝 駅頭においてホットなニュース「すわみつえ通信」をお届けします。

(月)吹上駅南口 (火)北鴻巣駅東口 (水)北鴻巣駅西口 (木)吹上駅北口 (金)鴻巣駅西口

「政府見解 全くの間違い」

桜を見る会 バックアップデータ

「桜を見る会」の招待者名簿をめぐり、国会で内閣府幹部が廃棄したと答弁した時点では、バックアップデータが残っていた可能性が高いことが明らかになった。菅義偉官房長官はバックアップデータは「行政文書ではない」と言つたが、公文書管理の専門家は「全くの間違い」。恣意的にねじ曲げてしまふ」と批判する。

専門家が指摘・批判

2017年12月の公文書管理法のガイドライン改定に携わった元公文書管理委員会委員長代理の三宅弘弁護士は「公文書管理についての正しい理解がない」と言つた。

三宅氏は、南スーザン国連平和維持活動(PKO)と自衛隊イラク派遣の日報問題をあげ、「原本の紙媒体を廃棄したら、

バックアップデータが法律上の行政文書になる」と解説する。17年に判明した南スーザンPKOの日報問題では、当初、情報開示請求に対して「廃棄した」として不開示の決定を出していた。だが、再調査で電子データが残つていてことが判明すると開示に転じ、当時の陸自トリーが引責辞任に追い込まれた。

「うした点を踏まえ、三宅氏

は、組織共用性がないため行政文書ではないとする政府の説明は「成り立たない」と明言。

「(バックアップであつても)資料要求が来ているのだから、出さなければいけない義務が発生する」と指摘した。

「桜を見る会」招待者名簿

必要に応じて利用可能

しんぶん赤旗
12月6日付

に残る仕組みですが、いざとうときにはそこから取り出しうて、行政文書として利用するた

今年4月に開かれた首相主催の「桜を見る会」の招待者名簿を内閣府が5月9日に廃棄し、その電子データも5月7~9日に削除した問題で、当時、バックアップデータ(予備データ)

は削除後最大8週間残されてたことが判明し、「データ廃棄」という内閣府の答弁の虚偽性が問題になっています。

この問題をめぐり菅義偉官房長官は4、5両日の記者会見で「バックアップファイルは一般

職員が業務に使用できるもので、「桜を見る会」の招待者名簿はないことから、「組織共用性」に欠け、行政文書に該当しない

と述べました。

名簿の電子データのバックア

クアップデータ(予備データ)

は、「バックアップを取るのは、

公文書管理法に詳しい右崎正

博(協太学名譽教授(憲法学))

は、「組織共用性」が

に残る仕組みですが、いざとうときにはそこから取り出しうて、行政文書として利用するた

めに預けているものです。行政機関の必要に応じて取り出せる

は、「組織共用性」が

に残る仕組みですが、いざとうときにはそこから取り出しうて、行政文書として利用するた

めに預けているものです。行政機関の必要に応じて取り出せる

国会のすべての野党で構成する「総理主催『桜を見る会』追及本部(70人を超す国会議員)」は、「逃げ切り」を絶対許さないと疑惑追及を全力を上げています。

疑惑を追及する野党の共同ビル

「桜を見る会」総理は真実を語れ!

公文書法違反
安倍総理の「桜を見る会」私物化疑惑

<